

あなたしか

気づいてないかもそのサイン

児童虐待の問題は、社会全体で取り組むべき重要な課題です。
全ての子どもが虐待を受けず、
健やかに成長できる社会を目指しましょう。

児童虐待の種類

身体的虐待／殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、戸外へ締め出す など

性的虐待／子どもへの性的行為、性的な写真を撮る など

心理的虐待／言葉による脅し、無視をする、兄弟姉妹間での差別的な扱い、子どもの前で家族に暴力を振るう など

ネグレクト／家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

しつけとの違い

しつけのつもりと思っていても、子どもが傷ついていれば虐待です。

虐待かなと思ったら

子どもへの虐待の理由はさまざまで、とても複雑です。保護者の子育ての不安や悩みから始まることもあり、子育てに頑張り過ぎることで虐待をしてしまう人もいます。

虐待は、保護者の意識の問題ではなく、子どもがどう感じ、傷ついているかによります。

虐待を発見したり、著しく子どもの様子が変わったと感じたりしたら、迷わずに通報してください。通報者の秘密は守られます。虐待は家庭内で起こることが多く、子どもが自ら逃げたり、救いを求めたり、誰かに相談することはなかなかできません。放置すれば、虐待はエスカレートし、命の危険につながる

こともあるので、早期に発見し対応することが重要です。

抱え込まずに相談を

子育てに悩んでいる人は、1人で抱え込まずに相談してください。思うようにいかない子育てには、イライラや不安はつきものです。

誰かに聞いてもらうだけでも、気持ち落ち着くことがあります。

相談・通報先

児童相談所全国共通ダイヤル

☎189(いちはやく)

銚子児童相談所

☎0479・23・0076

旭市家庭児童相談室(子育て支援課子育て支援班内)

☎62・5362

火災から命を守るため

住宅用火災警報器の設置は義務です

火災をいち早く感知し、住民に知らせる警報器は、火災の早期発見の決め手です。

設置していない人は、早急に設置しましょう。

火災の現状

令和4年中に発生した全国の住宅火災による死者は1,012人で、そのうち約4割が逃げ遅れによるものです。年齢別では、65歳以上の人約7割を占めています。

あってよかった火災警報器

火災警報器を設置したことで、大事に至らずに済んだ事例を紹介します。

- 就寝中、掛け布団が電気ストーブに触れて焦げ、寝室の警報器が鳴動。水をかけて大事に至らなかった。
- 寝たばこにより、布団から発煙し、寝室の警報器が鳴動。浴槽の水に布団を浸して大事に至らなかった。

- 2階で就寝中、1階の台所から出火し、階段の警報器が鳴動。早期に避難ができた。

令和6年3月31日まで

住宅用火災警報器の購入に要した費用の一部を助成

対象／市内に住所があり、世帯全員が75歳以上で市税に滞納がない人

助成額／設置にかかる費用の2分の1以内で5,000円まで ※1世帯につき1回限り。

火災警報器の種類／煙式

設置場所／寝室、2階に寝室がある場合は階段

申し込み方法／購入や設置の前に、消防本部にある申請書に必要事項を記入し、申請してください。

申し込み・問い合わせ先

消防本部予防課(☎63-5356)